

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年6月3日
【会社名】	株式会社ラピーヌ
【英訳名】	LAPINE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青井 康弘
【本店の所在の場所】	大阪市中央区大手前一丁目7番31号
【電話番号】	(06)6946-3600(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営統括本部長 尾崎 史照
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区大手前一丁目7番31号
【電話番号】	(06)6946-3600(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営統括本部長 尾崎 史照
【縦覧に供する場所】	株式会社ラピーヌ 東京店 (東京都品川区西五反田七丁目22番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2019年5月30日開催の当社第71回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年5月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 減少する資本金の額

資本金の額4,354,021,860円のうち3,354,021,860円を減少して、減少後の資本金の額を1,000,000,000円とする。

2. 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、資本金の額の減少額3,354,021,860円については、資本準備金に250,000,000円、その他資本剰余金に3,104,021,860円を振り替える。

3. 資本金の額の減少がその効力を生じる日

2019年5月30日

第2号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 847,199,293円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 847,199,293円

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円 総額35,249,220円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年5月31日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、青井康弘、寺畠 修、伴野孝幸、西 信子を選任する。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、ひびき監査法人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	13,690	17	-	(注)1	可決 96.23
第2号議案	13,689	18	-	(注)2	可決 96.22
第3号議案					
青井 康弘	13,466	241	-		可決 94.65
寺島 修	13,686	21	-	(注)3	可決 96.20
伴野 孝幸	13,686	21	-		可決 96.20
西 信子	13,683	24	-		可決 96.18
第4号議案	13,690	17	-	(注)2	可決 96.23

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上